

第8回 島根県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成27年1月30日（金）

10：45～12：00

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

○渡邊調整監 それでは、時間となりました。

引き続き第8回島根県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。

議事の前に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。お手元に配付資料の一覧もおつけしておりますけれども、それもあわせて御確認をいただければと思います。

配付資料1-1は教育・保育の提供及び人材確保・養成というもので、計画の第5章全体をお示ししたのになっております。それから、資料1-2が区分別の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容の実施時期を記載したものです。資料1-3が地域子ども・子育て支援事業の区分別の提供体制の確保の内容等を記載したものでございます。資料1-4が認定こども園の移行に当たりまして、計画に定める需要、供給に係る特例措置に係るものでございます。資料1-5が幼稚園教諭・保育士等の資質の向上のための取り組み、主に研修を記載したものでございます。それから、参考1として、市町村計画をつくるにあたり、量の見込み、確保方策について注意喚起を促した事務連絡、参考2として子育て支援員についての説明資料をつけております。

よろしいでしょうか。そういたしますと、これより議事に入りますが、これより先は高橋会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋会長 それでは、早速、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

限られた時間ではありますが、皆さんの御意見をできるだけたくさん賜りたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、第5章というところでございますけれども、先ほども御意見がございましたので、いろいろと御検討いただくということにもなろうかと思いますが、この第5章について、まず説明のほどお願いいたします。

○朝倉企画員 それでは、お手持ちの資料について御説明をさせていただきます。

まず、資料1-1ですが、これが計画の第5章の記載内容となっております。11月に開催した第4回の子ども・子育て会議で審議いただいた事柄を踏まえて記載をしております。

す。

まず、1ページをごらんください。1番として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域ということになっておりまして、(2)区域の設定ですけれども、第4回の会議で審議いただいたように、1号、2号、3号認定、それから、地域子ども・子育て支援事業を通じて市町村を1区域とするという記載としております。

続きまして、2番、各年度における教育・保育の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期ですが、ここで示す数値につきましては、その下、(2)基本的な考え方の3行目のところで記載しておりますけれども、各市町村計画に定められた数値を区域ごとに集計したものということになっております。

2ページへお進みください。ここで区域ごとの量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期を記載していきます。ここで記載する内容については、資料1-2のほうでお示しをさせていただいておりますので、資料1-2をごらんください。資料1-2は第4回の会議でもお示したのから、その後の市町村子ども・子育て会議での審議を踏まえて、時点修正を加えたものとなっています。

この資料1-2で示している内容、区域や年度ごとの量の見込み・確保方策、こういった内容を第5章の中で記載していくということになっております。

なお、区域別の量の見込み数、確保方策の数については、今後、修正を加えるという市町村もまだ幾つか残っておりますので、あくまでも現時点のものということで御理解をいただければと思います。

それから、確保方策の数についてですが、第4回会議で中山委員のほうから、各市町村で設定の考え方にばらつきがあるのではないかという御指摘を受けております。この御指摘を受けて、参考1というものをつけています。12月3日付で、各市町村の子ども・子育て支援新制度担当課宛てに文書を発出してしております。具体的には、参考1の中ほどのところに、1、確保方策とありますが、確保方策については、認可定員ではなく、利用定員を記載する必要があるということをお知らせしています。それから、その下、2として、利用定員の設定方法については、2行目にありますように、認可定員の範囲内で利用状況等を反映して設定してくださいということを記載しています。この事務連絡を踏まえて各市町村から量の見込み、確保方策の報告を受けたものを資料1-2に取りまとめておりますので、御承知おきいただければと思います。

資料1-2の内容ですが、例えば、松江市で見ていただきますと、まず1号認定、これ

は幼稚園を主に利用するお子さんになりますが、1号認定については、量の見込みが1,919に対して確保方策が2,633ありますので、714の供給が供給過剰になっているということになります。

それから、説明前後しますが、2号認定、2号のところ、下のところで教育利用希望というのがあります。こちらにつきましては、例えば両親が共働きで、本来であれば2号認定を受けて保育所へ入ることが可能なんだけれども、保護者の意向で幼稚園に行かせたい、こういった希望のある方、ここが教育利用希望ということになります。2号認定の右側、左記以外というのが、保育所へ入る3歳から5歳のお子さんということになります。それから、3号というところが、ゼロ歳から2歳で保育所のほうへ入所される子どもさんの数、入所を希望されておられる子どもさんの数が、これぐらいの数今あると、それに対して確保方策がどうなっているのかということが順次記載してあります。各区域別に数字があつて、最後のところに県の合計数字が入っているということになっています。

時間の都合ありますので、詳細についての説明は省略をさせていただきます。

それでは、資料1-1に戻っていただいて、3ページのほうをご覧ください。

3ページは、地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期となっております。

(2) 基本的な考え方に記載しておりますが、地域子ども・子育て支援事業についても、市町村計画で定められた数値を区域ごとに集計した数値ということになっております。地域子ども・子育て支援事業については、(3) 区域ごとの提供体制の確保の内容・実施時期のところ①から⑩でお示ししている事業がありますので、事業ごとに量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載することとしております。具体的な数字につきましては、資料1-3のほうで取りまとめておりますので、資料1-3のほうをごらんいただきたいと思ひます。

1ページのところに、まず、各事業の内容というものを記載させていただきます。

2ページから具体的に事業別の量の見込みと確保方策ということで、利用者支援事業であったり、4ページのほうへ進んでいただくと延長保育事業というような形で、以下、事業ごとの量の見込み、確保方策を記載していくという、こういった事柄を計画の中に書き込んでいくということとしております。

なお、一つ補足させていただきますと、飛んで41ページのところで、妊婦に対する健康診査という事業を記載しております。ここでは、松江市では、量の見込み対象者が

1, 850人にそれぞれ14回の健診を行う。したがって、健診回数は1, 850人掛ける14回の2万5, 900回という数字が入っております。一方で、浜田市につきましては、健診回数については1人当たり14回やっていきますよということで数字が入っているということになっております。どちらの方法で記載をするかということについては、事務局で検討を行って、最終的に統一した形で数字を入れさせていただこうと考えておりますので、それについても御承知おきいただければと思います。

また、ここでお示ししている数字については、資料1-2と同様、今後、市町村の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、修正を加えていくという市町村もありますので、現時点のものということで御理解いただければと思います。

それでは、資料1-1の4ページのほうへ戻っていただきたいと思います。4ページのところが認定こども園の需給調整にかかわる特例措置等ということで、こちらについても、第4回の会議で審議いただいたことを踏まえて記載をしております。

まず(1)、認定こども園の普及にかかわる考え方及び必要な支援ということで、その下に、①既存の補助制度を活用し、認定こども園へ移行できるよう支援をしていく。②施設、市町村からの相談に適切に対応する。③移行を希望する施設が移行できるよう需給調整にかかわる特例措置の適切な運用を図る。このような内容をを計画に記載していくということとしております。

その下(2)、需給調整にかかわる特例措置について。1行目にありますように、認定こども園への移行を希望する全ての施設が移行できるよう特例措置を設けるということとしております。具体的にどのような形で特例措置を設定するのかということについては、資料1-4をごらんください。

資料1-4ですが、松江市の例をとりますと、1号認定が1, 919人ある。その下に計画に定める数というのがありますけども、ここが需給調整にかかわる特例措置の数字となって、合計が2, 642、これが認可・認定の際に基準となる量の見込み数ということになっております。この資料だけ見てもわかりにくいと思われましたので、後ろに資料1-4(別紙)というカラー刷りの資料をつけさせていただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

資料1-4(別紙)で、需給調整にかかわる特例措置の考え方をお示ししております。まず、参考1の図ですけども、左側の図にあるように供給が需要を上回っている、保育所などの施設にあきがある状態で、認可・認定の申請があっても認可・認定をしないことが

できるという仕組みとなっております。したがって、供給過剰地域では、施設が認定こども園へ移行したくても移行できないということになります。このような状況を解消するために、右側の図にあるように、都道府県計画に一定の数を積み、需要プラス計画で定める数が供給を上回れば認可・認定できる仕組みということになっております。

参考の2で、具体的事例として松江市を取り上げております。松江市では、先ほど資料1-2でも見ていただいたように、1号認定につきましては、平成27年度で既に714人分の供給過剰となっております。したがって、保育所が新たに1号認定の枠を設けて、保認定こども園へ移行したくても移行ができないという状況となっております。このための対応を裏面のところでお示しをしています。

まず、認可申請の状況ですけれども、平成27年度に向けて1号認定の定員枠を新たに9名設定した上で認定こども園へ移行したいという認可申請が出ています。ちなみに2号認定、3号認定については増減なしとなっております。したがって、新たに1号認定の枠9人分だけを増やして認定こども園へ移行しますという申請が出ている状況です。このため、(2)移行枠設定でお示ししているように、まず、供給過剰分の714を需要にプラスして需要と供給がイコールとなる状態にします。その上で、新たに設定される1号認定の定員枠9を加えた714プラス9の723を移行特例の枠として設定することとしています。

資料1-4の1ページ、最初に見ていただいたところですが、松江市のところに、計画に定める数723という数字が入っておりますので、これが先ほど説明した方法で求められた計画に定める数、移行特例の枠ということになります。こういった形で来年度の27年度に向けては市町村別で移行特例の枠を設定していくということを予定しております。

また、平成28年度以降の移行枠については、各年度において実施する移行希望調査等を踏まえて設定していくこととしておりますので、現段階で設定するのは平成27年度のみとしております。

なお、資料1-2、1-3については、市町村計画に定められた数値を集計したものであるという御説明しましたけれども、ここで示した723というような計画に定める数については、県が、この子ども・子育て会議の意見などを踏まえて独自に設定するものとなっておりますので、その点についても御承知おきいただければと思います。

それでは、資料1-1、4ページのほうに戻っていただきたいと思います。

真ん中から少し下、(3)認定こども園の目標設置数及び設置時期ですが、認定こども園の移行時期につきましては、現段階ではまだ検討中であるという幼稚園、保育所が多い

ということもありますので、当面は平成27年度末、平成28年3月時点の数を目標値として設定をし、平成28年4月以降については改めて設定をするということとしております。

続きまして、5ページ、(4)教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の整備ですが、①合同研修の実施であったり、②教育・保育、地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進、③認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携、このような事柄を計画に記載していきたいというふうに考えております。

6ページに進みます。6ページのところが人材確保と資質の向上に必要な支援ということで、(1)趣旨のところに記載しておりますが、質の高い教育・保育、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、従事する者の確保や資質の向上のために講じる措置に関する事項を定める必要があるということとなっております。

なお、(2)保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保のところ、保育教諭という言葉が出てきます。これにつきましては、保育教諭という資格があるわけではなく、幼稚園教諭免許状と保育士資格、その両方を併有している方、新たな幼保連携型認定こども園で従事する職員は、この2つの資格免許を併有することが求められておりますので、新たに保育教諭という名称が使われるということとなっておりますので、補足させていただきます。

(2)のところで、教育・保育、それから地域型保育を行う保育教諭であったり幼稚園教諭・保育士、この見込み数を算出しています。この見込み数は、国が策定したワークシートに基づいて、平成24年度及び25年度の年齢別の入所児童数、各市町村が実施した教育・保育の年齢別の量の見込みの数、この2つを基礎数値を入力することで導き出される仕組みとなっております。入力した基礎値をもとにどのような計算が行われているのかということ、その下のア、イ、ウのところでお示ししています。

まず、アとして、社会福祉施設等調査の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士を算出します。そして、社会福祉施設等調査の保育士数とアの結果を比べて、最低基準にどの程度上乗せされているのかを算出します。最終的にイで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定した上で数値が算出されているということになっております。保育所の関係者ですと何となくイメージがつくかなと思いますが、非常に分かりにくいものですので、もう少しかみ砕いて説明します。まず、アの段階ですが、保育所には子どもの数に応じて保育士の配置基準というのが決まっています。ゼロ歳であればゼロ歳児3人に対して保育士1人、1・2歳児であれば子ども6人に対して1人という形で保育士を配置す

る必要があります。最低基準と呼んでいます、少なくともこれだけの数の保育士を配置する必要があるという基準の数字があります。まず、最低基準上必要な保育士数を算出します。

続いてイの部分です。保育所では、最低基準以上に保育士を手厚く配置しているという現状があります。例えばアで、最低基準上は10人の保育士を配置すればよいということだけども、その保育所には15人の保育士を置いて保育を行っているということがあります。今お示した例でいうと5人分上乗せされた保育士が配置されているということになります。実際にどの程度上乗せされた保育士が配置されているのかということイで算出します。この算出した上乗せの割合、それが今後も続くということを仮定した上で最終的な保育士の数、幼稚園教諭の数を算出しているということになっています。下の表で示していますが、国のワークシートに基礎数値を入力するとこういった計算のもとに、数字が算出されているということになっています。

続きまして、②保育の現状ですが、県が実施した実態調査では、保育士数にゆとりがなく勤務の負担が大きくなっているとか、保育士の職場定着が課題である、こういった現状が見えてきております。こういった保育現場の課題に対応するために、7ページ1行目ですが、③人材確保の取り組みに記載しているように、新卒者の県内就職の促進であったり、潜在保育士の再就職支援、それから、離職防止のための研修の実施など、保育士確保のさまざまな取り組みを関係機関と連携しながら積極的に進めていく必要があると考えておりますので、ここでこういった形の記載をさせていただいております。

7ページ下の表については、そのための主な取り組みを記載させていただいております。

それから、8ページ(2)職員の資質の向上ですけれども、質の高い教育・保育、地域型保育事業を実施していくに当たって、基本となるのは人材であることから経験年数、テーマ別の研修を計画的に実施し幼稚園教諭・保育士等の資質向上に取り組む旨を記載しています。

具体的な取り組みにつきましては、以前お示しさせていただいておりますが、資料1-5、公立幼稚園教諭であったり私立幼稚園教諭、保育士、それから認可外保育施設で働く方、こういった方々に対して研修を行っていくということを考えております。

それでは、最後に資料1-1の、8ページの最後、6番ですが、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援ということで、1つ目の丸のここ

ろ、人材確保のために放課後児童クラブで指導に当たる放課後児童支援員であったり、地域子ども・子育て支援事業に従事する子育て支援員などの養成研修を実施していく旨を記載しております。

ここで、子育て支援員という言葉は、今回、この会議でも初めて出てきた言葉だと思いますので、どんなものなのかというものについて、参考2で、子育て支援員についてわかる資料をつけさせていただいております。この子育て支援員については、子ども・子育て新制度が始まるに当たっての人材養成で新たにつくられた仕組みとなっております。

表の中ほどのところに、子育て支援員とはということで、子育て支援員のことが書いてあります。国が定めた基本研修及び専門研修を終了して、保育や子育て支援分野の各事業などに従事する上で必要な知識や技術等を習得したと認められる方、これを子育て支援員として認定していく仕組みということとなっております。

裏面を見ていただきますと、基本研修、専門研修を受けて認定を受けていただいた方が子育て支援員として、例えば一番右側にあります地域子育て支援事業、子育て支援センターというところになりますが、そういったところで働いていただくとか、さらに、利用者支援事業であったり、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員などに従事していただく、このような仕組みとなっております。

それでは、もう一度資料1-1、8ページのところへ戻っていただきますと、続いて、2つ目の丸のところです。あわせて地域子ども・子育て支援事業に従事されている方に対しても、テーマ別研修を実施することによって資質の向上にも取り組んでいくということとしております。このような内容で第5章の記載をしていきたいと考えております。説明は以上です。

○高橋会長 それでは、1項目ごとにひとつ皆さんの御意見を賜りたいというように思います。

では、まず基本としましては、添付された資料等も含めてでございますけれども、資料1-1でございます。これをベースに御検討いただきたいというように思っております。

初めに、資料1-1の1ページの1に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域というところなんです。これは市町村を1区域とするということで御理解をこれまでいただいておりますけれども、このような書きぶりでもよろしいでしょうか。

○原田委員 ちょっといいですか。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○原田委員 原田でございます。

先ほどの合同部会からの流れで、第5章の取扱いは、考え方によっては第4章の基本理念3の基本施策4の施策の②の一部であるという考え方もできるというふうに思います。その上で、先ほどの会議で事務局から、若干異質なものもあるので新たに第5章として立てたということですが、この推進会議の理解としては、第5章は別途立てたほうが良いという総意で、今、前提で話が進んでいるという理解でよろしいですか。

○高橋会長 はい、そうです。

○原田委員 ただ、その中で、この第5章の1、2、3については、余り県が主体的にどうこうという中身ではなくて、むしろ4、5でどういう具体施策を打つかという話なので、技術的なものも含めて、行政サイドと事業者さんとの間で調整をしていただく技術的な問題もあると、このように思っています。少し第5章が膨らみ過ぎるのもどうかと思っていますので、私はどっちかという第4章の一部であるという考え方でおりますけども、一応意見として申し上げます。

○高橋会長 この点につきましては、これまでの議論の中で、1章、章立てを基本的に行うということでまいっておりますので、そういう方向にさせていただきたいと思っております。

それと、第5章からいきなり提供区域に移っていくわけなんですけれども、何か前文が、なぜ第5章を章立てにしたのかという、そういった事柄を盛り込んでおいてほしいと思います。島根県としては確かに市町村のものを基本的に集計としておくんですけども、やはり非常に緊急性といたしましうか、これをとにかく早く実現していかないとどうしようもないんだ、一歩も先に進まないんだというそういう意味合いで、特にここは強調していくという意味合いで、何かここに前文を置くということが必要じゃないかなというように思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは、今の提供区域については、いかがですか、このような形で取り計らっていきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次の教育・保育の提供体制の確保ですね、それについてお願いしたいと思います。資料1-1、1ページの2、各年度における保育量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期というものでございます。これは資料1-2も含めてということでございますね。資料1-2な内容は、実際にこの部分で載せていくわけなんです。

○渡邊調整監 はい。第5章の、先ほどの会議のときにイメージをつけておりますけれども、それを見ていただきますと、松江の区域が幾ら、浜田の区域が幾らということで調整をしていきたいと思っております。

○高橋会長 御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

県として最終的なところで資料1-2の5ページですけれども、島根県合計という数字が出ているんですけれども、これに対しての、島根県で合計した数値に対しての何か考え方がいまいましょか、こういうようなものは記載すべきことではないでしょうか、どうですか。

○平岡課長 この量の見込み等にかかわる認識の話だろうと思っております、これは実は悩んでいるところがあります。ごらんいただいてわかりますように、27年度の数字と最後31年度の数字の合計を見ていただければわかると思うんですけども、減っていきます。これはなぜかという、国のつくった量の見込みを算出するシートでは推計人口を反映してはじき出すというやり方をしています。推計人口は減るというトレンドになりますから、こういう結果が出てくるという状況となります。その辺をどういうふうに捉えるのかというところがあり非常に悩んでおります。その結果、例えば人材確保のほうを見ていただくとわかるんですが、保育士の数も必要数は減ります、というような現状ですので、そのあたりについて、いろいろ御意見をいただければありがたいなど。ただ、県として一定の認識を持たなければいけないだろうとは思っておりますけれども、ここに書き込めるほどのものになるかどうか。

例えば、待機児童の問題についても、今は認可定員を超えた受け入れをしていただくことで対応しています。しかし、31年度になると、現状の認可定員数を全部足し上げるとほぼ量の見込み数と同じになりますので、そういう意味でいうと、認可定員の範囲内で保育の需要はみんな満たせるというような、そういう状況にあります。そういう意味でいうと、例えば施設整備がどんどん要るような状況になるかという、なかなかそうもならないのではないか。市町村の計画の中でもそういうふうな評価をされている可能性もあるなというところはありますので、その辺御意見があればいただきたいと思いますが、今の段階としては少し悩ましい課題だなというふうに思っています。

○高橋会長 どうぞ。

山下委員さん、お願いいたします。

○山下委員 少し話が戻りますが、この第5章の冒頭のところに、第4章との連結につい

での位置づけですね、特に基本理念の3の、全ての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備の基本施策に基づくところで、この第5章の位置づけがあるということは何も書いておいていただきたい。4章と5章、それぞれのところにお互いに連結するという文言が必要かと思います。

また、今現在、審議が行われています、その3ページのところの量の見込み等の扱いについてですが、事実は事実として、やはりもう少しわかりやすく記載されるべきであろうかと思っております。データは必要ですので、普通こうした子細なデータは巻末に資料としておくとかされると思うんですが、最後の島根県の全体像についての合計数のところなどは、例えば棒グラフにするとか、視覚的に集約したものは幾らでも事実としてつくれると思いますので、そうした島根県の全体像についてのまとめは必要かと思っております。

ここから私の意見ですが、島根県の全体像を見ますと、先ほどの御指摘のとおり、少子化の著しい進行によって、今後、幼稚園も定員割れですが、保育所の定員割れというのもこの数字から見えてまいります。2号認定の子どもの数で、過剰になるところが3桁の市を上げてみましたところ、まず、1ページ目の益田市ですね、これが31年度まで3桁です。それから、2ページ目が安来市ですかね、2号認定がやはり過剰なものが3桁になっているように思います。その下が、今度は雲南市が3桁ですね。3ページになりますと、もう子どもの数そのものが極めて少なくなっておりますが、4ページで津和野町ですかね、やはり3桁の過剰ですね、定員割れになるということです。

こうした現状は、全国で課題として上げられている待機児童の問題とは全く真逆の問題です。その問題点の認識はやはりどこかに明確に記載していただいて、となりますと、待機児童対策で出てきている子育て支援制度なども島根県は扱いが、また、認識が変わってくるということになると思います。この島根県の認識が、先ほどの第4章の冒頭のところで、施策の展開のところでも方向性3点上げておられまして、3番目が島根の特色を生かしたきめ細かな支援となっておりますが、その中に、非常に重要な言葉だと思います、地域の実情やニーズに応じたとなっております。今、名前が出たような市は、今後、子どもを育てていく上で保育士ではなく、いわゆる小規模保育ですね、そうしたところで保育がなされていく可能性もあり、それも維持できなくなる可能性があるということを考えますと、島根県では地域型保育事業について力を入れて、その質の向上ということを図っていくということが長期的には必要であると、これは私の全体を見ての意見ですけれども。

例えば、そうした島根県の計画の方向性に上がっているような地域の実情、まさに島根

県の実情に合わせた今後のニーズというものを読み取って、どこに力を入れて各地域の子育てを存続させ質を維持していくのかということがもう少し書き込まれていたほうがよいのではないかと思います。

○高橋会長 いいですか。

○平岡課長 先ほどの認識論のところ、もう一つ言い漏らしているところがあります。例えば松江市であっても、市部と旧町村部では全く様相が違います。市部においては、当然、希望が殺到する保育所がある一方で、合併前の町の保育所ではあきが出ているというか、定員が割れているというような状況もあって、そういう意味でいうと、区域の設定というのはこういう形で市町村単位でやりますが、実はその市町村の中でも実情が違うところがあるのではないかとということも認識としては持っております。そういう意味で、先ほど御指摘をいただいた地域ニーズというのは、市町村まとめてではなくて、それぞれの地域というところで、我々としては市町村がどう取り組まれるかということはどう後押しする、まずは市町村のほうで、地域ごとのニーズを踏まえて保育を実施してほしいというのが前提なんですけれども、それを後押しできるような仕掛けというのはしっかりやっていきたいというふうには思っているというところがありますし、できれば市町村の委員の皆さんとか保育現場のほうからもお話をいただければと思います。

○高橋会長 私も安来市の子ども・子育て会議の委員をやっているんですけども、今のところが非常に大きな議論となったところです。先ほど御指摘のありましたように、31年には超過になってくるのではないかと、そういうことは当然議論となりました。ただ、じゃあ幼稚園をなくすのか、あるいは保育所をなくしてしまうのかということの議論とはまた別だろうというように思っております。私たちが計画をつくっていくときには少なくとも現状は維持すべきだという、その考え方を持った計画にさせていただいたところです。ですから、当然、人口、子どもの数は減っていくけれども、結果としてはどうなるかわかりません。もしかしたら統合が行なわれたり、あるいは、いわゆる小規模保育に変更になっていくっていうような、そういうようなものがあるかもしれませんし、あるいは幼稚園というものを認定こども園に持っていくっていうような、幼保一元化になっていくっていうようなことも当然ささやかれてはいるんですけども、それはそれとして、やっぱり計画としては、基本的にはせっかく今持っている利用定員数があるので、これはとにかく維持していくということを計画の基本に置きましょうということで、このような形のものを出させていただいております。ですから、それぞれの町村でどういう計画をつくら

れるかは、それぞれの議論にまがされる場所ですけれども、そういった側面もございません。

ここでさせていただきたいのは、やはり非常に小規模な町村においてどういうことを考えておられるのかというところについて、私たちもしっかりとそのニーズを受けとめておくということが必要になってくるように思います。ですから、県としての一応、出てきたデータについての認識といたしましょうか、こういったようなものは押さえておいて、それをひとつ第4章のところの政策の中に反映していただくといいたしましょうか、そういうような形をとっていただきたいなというように思います。

どうぞ、中山委員さん、松江市のほうのことでいろいろ御意見あろうかと思うんですが。
○中山委員 松江市の事例が1つ出ておったんですけども、新しく認定こども園に移行するというところで、類型でいうと保育所型の実は認定こども園です。これ計算していただくとわかるように、定員45のところ新たに9名の1号の子どもを入れると、こういうシステムになっているんです。ここで無理があるのは、先ほど見ていただいたようにかなりげたを履かせないと9という枠が出てこないということで、果たしてそれが正しい姿なのかどうなのか、700以上のげたを履かすということ自体がいかげんなものなのかということと、それから、これは国のほうでこの制度自体がまだきちっと固まってないという部分で私どもは常に疑問を持っているんですけど、この保育所型認定こども園というのは、皆さん御存じのように、位置づけはこれ児童福祉施設だということと、せっかく枠をつくった9の部分については、これは結局、認可外幼稚園なんです。それで何でもないので、そこには教育もないと、こういう話ですから、余りよくわからない。ただ数だけふやそうという、希望があるからそれを拒否できないという形で、今、この1カ所が上がってきているのではないかなということで、これは制度そのものがまだそういう意味では、何か見切り発車の制度であるということではないかなと思っています。

それから、先ほど山下委員の御意見の中でちらっとあったんですけども、過疎地とか、離島もそうなんです、これから子どもが少なくなってくるということで、今、新しい制度の中の小規模保育事業というものの、これの活用というお話があったんですけど、この小規模保育事業というのは、はっきり申し上げて、そういう過疎地とか離島では使えない事業です。なぜならば、この小規模保育事業の対象児童というのは未満児ですので、例えば現状10人しかいない保育所が、じゃあ、小規模保育事業にしましょうって言ったときに、以上児がその中で例えば半分いたら、その子たち追い出さなきゃできないという事業

ですから、ますます小規模になってしまうということで、これはやはり都会地における未満児の待機児童対策のためにあるというぐあいに考えております。

それから、子育て支援員の話が後ほど出てくるんじゃないかと思うんですが、子育て支援員制度は私どもはもう当初から反対をいたしております。一方では、保育士の質の向上ということを訴えながらそれが追いつかないので、子育て支援員でそれを補完的に促成栽培をしようという考え方に私は結びついているような気がします。ですから本来は、保育士をきちっと確保できるような施策のほうに力を入れて、あるいは保育士を育てること、あるいは離職を防ぐことにして確保をするということが本来の姿ですけども、それができないので補完的に支援員を、約30時間から50時間の研修で促成栽培していこうという考え方というものについては、私どもは疑義があるというぐあいに思っております。

○高橋会長　子育て支援員については、また後ほど少し議論させていただきたいと思っております。

それから、あと、今の小規模保育事業についてのことですが、私はいろいろこれまで過疎地の町村にお邪魔をして、そういった方向性というものを少し議論させてきていたんですけども、例えばランチ方式というものもあり得るんじゃないかと。一定程度の大きな法人さんが、その町村のほうに小さな保育所をランチのような形でつくっていくという、そういうような形で、これまであった40人の定員のものを10名に減少していくときに、そうしたような方法っていうようなものがとれてくるんじゃないだろうか。確かに経営上は非常に難しいところがあると思います。そうしたときには津和野のほうも、やはり行政がてこ入れをして何とか継続の方向で対応していくんだっていうような、そういったことが基本的には求められてはきますけれども、方法論としては成り立っていくっていう、そういう気持ちもしております。

ただ、この計画の中にそういった具体的なところを盛り込むかどうかっていうのは別問題としましても、やはり、こうした子どもが減少していく現状と、何とか維持していこうとする町村ですね、そういうあたりの状況について、これをひとつまた私たちもある程度認識を深めておかないといけないところだろうなというようには思っておるところですね。どうぞ。

○山下委員　1人で意見を言って済みませんが、大事なところだと思いますので。

5ページの②のところに研修についても書いてあるわけですけども、「質の高い教育・保育の提供を図るためには」というところです。「特に認定こども園、幼稚園、保育

所は地域の中核的な役割を担うことが求められています」と。その後、「また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との連携が必要となります」と。このようなあたり書き込んであるところですが、ここは、島根県は、今後大きな課題になるところですので、高橋先生が言われるように、ここに具体的なことを盛り込むべきではないとは思いますが、地域型保育事業を初めとする小規模保育については、その担当者の研修会を特別に行うとか、保育所、幼稚園の研修、それから、認可外の研修ではなく、過疎地域の小規模保育といったようなことをテーマに、今、高橋先生がお話しされたランチ方式とか、ほかにもいろいろところで研修会などで検討しておりますのは、ゼロ歳から3歳まではこの地域型保育事業で何とか地域で育てようと、その後はどうしても統廃合というのが進んできて保育所がなくなっていくしますので、中央の保育所のほうにスクールバスのようなもので乗っていこう。でも、保育所の放課後、あるいは幼稚園の放課後ですね、放課後児童支援員というものが各地域の公民館にいれば、家に帰ってきて近隣社会の地というものを、異年齢の保育というものを保ちながら、近隣社会の中でもう一度放課後はふるさとの夕方の時間を過ごすということができただろう。そういったいろいろな工夫が各地域で行われています。

そういったことを各市町村の保育担当者が勉強する機会、そういったものはぜひとも今後、島根県には必要なことになってくると思いますので、そうした工夫をしている先進的な、全国的なところから講師を招くとか、何らかその過疎地域で生き続けるための保育、質の高い保育のあり方というのをこの計画の中に、どこかに道筋を示して入れていただきたいと思います。

○平岡課長 山下先生のお気持ちを入れたのが先ほどの文章です。小規模保育が制度化されて何が進んだかという、今までは20人以下は保育所じゃないと言われていたのが、20人を切っても公費を入れてきちんと保育をするシステムをつくれますよというのが国の売りだったわけです。そうすると、既に過疎地では20人を切っている保育所もあります。そこに県が支援しているところもあるので、これらがみんな小規模保育に行くんじゃないかというのも頭に置いていました。しかし、実際はふたをあけると、今のところ小規模保育に行こうかというのはほとんどありません。それは、まだ十分見えてないということもあろうかと思いますが、小規模保育でどういうことをやるのかということも、仕組みはできていますが、先ほど中山会長からもありましたように、どんなものなんだと

というのがよくわかってないというところもあるので、そういう意味で、事務局案としてはそこら辺を余り踏み込めないかなという感じで今、ここは書いています。

制度的などこだけ補足しておきますが、ブランチというお話もありますけども、本来、小規模保育事業、特に小規模保育所のほうですね、19人以下のところ、事業所内保育所のところはおいて、小規模保育所についていえば、3歳以上は連携保育所をきちっと決めておいて、3歳になったらそこに行くんですよという、それを原則として小規模保育をやってくださいということですので、当然そこに行きます。ですから0、1、2歳のところまでは、集団というところに余り重きを置いていませんが、やはり3歳以上児になれば集団での保育というところに重きを置いているというそういう仕掛けでやっていきますので、そこらも考えると先ほど言いましたように、なかなか現実にそれを今の島根県の中でどう実現するのかというのは相当難しいところもあるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では、一応ここにこれぐらい書いてあるんですが、踏み込んで書いて誘導するようなところというのが今の時点では、事務局としては厳しいというふうには思っております。

○高橋会長 事務局の御忌憚のない御意見でございますので。

実際に島根に今のよう形で、島根特区と言ったらおかしいんですけどもね、そういうようなことで、0歳から3歳までの子どもたちが、お母さんたちが安心して近くに預けることができるような、もちろん都市の中にも必要かもしれませんけれども、都会、中山間地域、あるいは過疎地域の中にもそういうようなことができれば非常にうれしゅうございますので。

議論が今もう、既に3番とか、あるいは4番、5番まで行っております。時間も余りございませんので、これからは3ページから8ページまでの事柄についてあわせて御意見をいただきたいと思えます。

はい、どうぞ、お願いいたします。

○原田委員 6ページの5の必要な支援ということで、特に確保、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の確保の関係で、6ページ、7ページ、8ページを見ますと、あたかも研修を充実すれば確保できて定着率も上がるのだと、このような書き方に、極端なこと言えば終始をしている感があります。半数以上が5年未満で離職しているという状況のようでございますが、やはり処遇、労働条件、こういったものもこの定着率の問題に大きく影響しておるものと思えます。スキルアップも当然必要ですし、やりがいを持っていただくのも必

要だと思いますが、労働条件の改善、あるいは賃金の問題などもやはり問題として最低でも指摘をしていく必要があると、このように思っております。県として、これは経営と、使用者側と労働者の契約関係ですので、どこまで書き込めるか、あるいは踏み込めるかという問題はあるものの、参考にはならないと思いますが、介護士はやはり国の施策として処遇を改善していく、その上で確保していくということがこの間続いております。県として単費で、あるいは単独でということは難しいとは思いますが、県当局あるいは事務局として、この定着確保に向けて賃金、労働条件の問題が影響していると、これを解決する必要はないという認識はあるのかどうなのかを、まずお聞かせいただいて、その上で何か書き込めるものはないのかどうか、お答えをいただければと思います。以上です。

○平岡課長 まず、認識でいいますと、賃金や労働条件の面が、保育士さんが働き続けたり、あるいはこの仕事を選んだりというときに影響しているだろうということは思いますし、保育士さんのアンケートの中でもやはりそういうところが指摘をされておりますので、その点は認識をしております。その上で、これはまた御議論いただければと思うんですが、この計画は県の計画ということでございます。保育士の処遇の改善、とりわけ賃金、それから労働条件の改善、これらは必要だと思います。国としては、まず処遇の改善については、今回給付費の中に3%組み込んで、消費税10%の暁で消費税プラスの3,000億の1兆円規模の財源が確保できれば、これを5%にしたいという方向性も出ております。

それから、先日、保育士確保プランというのが出されまして、その中でも、いわゆる階層といたしまししょうか、主任とか園長とかあるんですが、そういうのに応じた賃金というのも考えなきゃいけないんじゃないかというようなことで、まず、賃金面については国を挙げての課題になっているというふうには思っておりますので、県としても国のほうに、これまでにも言っていますが、きちっとやっていただくように継続して言っていくと思っています。

それから、労働条件等の課題でいいますと、これも大きくは2つ窓口があらうかと思っております。1つは労働局サイドの、いわゆるいろんな育児休業だとか、介護の休業だとかに対する支援とか、職場復帰の支援とか、そういう助成金、これたくさんあります。このようなものをどう使っていただくかということと、それから、今、県として労働条件のところで着目しているのは、そうはいっても施設の経営者といいたしまししょうか、施設長あたりが職場のマネジメントをきちっとやっていただかないと、労働条件、いわゆる人間関係も含めてうまくいかないだろうということで、そういう研修も設けておりますので、認識と

してはあります。あと、国でやることをどこまで書くか、あるいは現状認識を書くというのは先ほど言ったようにできると思うんですけども、施策的なところでいうと、この研修の中に管理・監督者研修というのがあると思いますが、それがさっき言ったマネジメントみたいなところもある部分なので、そこはまた御意見をいただければと思います。

○高橋会長 今、一番国で議論されているところでございますね。いろんな新聞報道も出てはおりますけれども、検討がなされつつあるというところだというように思います。いいでしょうか、原田委員さん、そういったような答えしか今は出てまいりませんが。

○平岡課長 認識については、アンケート結果等もありますので、それについては触れたいと思います。

○高橋会長 では、ほかにもぜひ御意見をいただきたいんですが、どうぞ、お願いいたします。

○笠井委員 済みません。先ほどの御意見にちょっと関連するようなことだとは思いますが、すけれども、保育所にしても幼稚園等にしても、どうしても正規採用っていうのが大変少なく、臨時採用で働いておられる方がたくさんおられます。そういうところで、その現場では同じような仕事をしていながらそこでの処遇というか、賃金もそうですし、いろんな面でかなり格差があるというところも大きな問題になっているのかなというふうに感じています。そこらあたりは難しいところではあるんですが、人間関係も含めてそういうところでのことは大きいのではないかなというのを感じています。

確保のところ、幼稚園教諭は小学校教諭などと同じように教員免許の更新制度というのがあって、10年に1度更新をするようにということで、そういうことが行われております。それによって、更新をしないと続けて働くことができないというところで、現在免許を持っておられる方でも現場のほうにおられない方は、復帰しようと思ったときにはそれを受けてからでないと復帰ができないというようなこともありますので、そのあたりのところで掘り起こしをしていく際には、大きな課題になるのではないかなというふうに個人的に感じています。ちょっとこれは議論するような内容ではないかと思うんですけども。

○高橋会長 事務局から何かいただけますか。

○平岡課長 特に正規、非正規の話については、もし現場のほうから御意見があればお願いしたいと思います。

保育所でいいますと、年度途中から入所を希望され入ってこられるということもありま

す。それから、特別保育といいましょうか、いわゆる延長保育など、いろんなことをやろうと思っても、それも4月の段階で全部決められないと状況があります。そういう意味で、流動的なところもあるので、現場のほうでは4月から保育士を多目に採用しておいて、年度途中で入所されても大丈夫なような体制を法人や保育所の独自の御努力としてやっていただいておりますので、そういう意味で、全部正規というのも難しいのかなというところは思っています。

それから、先ほどの更新制度の話ですが、これについても認識はしております、国のほうにもそういう課題があるということは言っております。国のほうからも、更新する期間とかそういうところだったと思いますけれども、文書を出してもらって、課題認識まではしていただいているところです。

○高橋会長 いかがでしょうか。御意見賜りたいんですが、よろしゅうございましょうか。どうぞ、中山委員さん。

○中山委員 済みません。これ7ページ目の、この枠組みの中の、産休代替職員費補助事業というのはまだ継続される事業ですか。

○平岡課長 産休代替の補助事業というのを上げています。これはもともと保育所とか児童福祉施設等において産休がなかなかとれない時代に、補助金で代替職員の人を充てれば産休がとれやすくなるだろうということを発端にして、国の補助制度としてスタートしましたが、今はもう御承知のように、産休とるのがもう権利になっていますし、それから、一定の給付費、健康保険のほうから給与も出ます。それから掛金の免除にもなりましたということで、そういう意味でいうと、産休をとりやすくするという視点はもう要らないだろうと思いますが、今こうして保育士確保が難しいということがありますので、そういう意味で、産休をとられた職員さんのかわりに雇われて、そこでつないでいきたいという保育所があれば、そのところには支援をしましょうということで、従来と仕組みは一緒なんですけど、継続をすることにしています。

○中山委員 これ、今、実際利用はどのぐらい、結構あります。

○平岡課長 いくらかはあります。使われるところは使っておられますし、使われないところはもう使われていません。

○中山委員 結局、ほとんどないということでしょう。

○平岡課長 そうですね。総体からいえば少ないと思います。

○中山委員 結局、非常に利用がしにくい制度なんで。代替の職員を雇った場合に、産休

の職員に対しては給料払っていかなきゃいけないシステムなんですよ。それで給料払わなければ保険の中から差し引くんだけど、それを使わなくてずっと1年間なら1年間給料払い続けなきゃいけないという前提があるもので、現場では使いにくいんですよ。

それと、実際問題としていつからいつまで、何カ月間あなた出てくださいなんていう人はいません。それで、産休が終わって帰ってきたから、やめてくださいって、そういう便利な人は実際問題ないです。十分御存じだと思うけど。

○平岡課長 わかりました。

○高橋会長 いかがでしょうか。そのほか、よろしゅうございましょうか。

それでは、この第5章につきましては、こういった内容で基本的にまとめさせていただきます。ただし、前文をしっかりと書いていただいて、第4章とのつながりと、やはり島根県ではなぜこの章を章立てにしたのかという、そういった意味合いのところをしっかりと書き込んでいただきたいというように思っております。

それでは、そういう方向でさせていただきます。

最後にもう一点、先ほどの合同会議のほうから引き継いでおりましたけれども、構成の問題でございます。この第5章ということで基本的には押さえたいというところがございますけれども、皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

もし意見がないようでしたらば、4章、5章のつながりをもっと明確に示していただくということと、なぜ、その5章をあえてつくらせていただいたのかということをもう一度明確に示していただくということで、一応5章として扱わせていただきたいというように思います。そのように対応させていただきたいと思っております。

それでは、先ほどの会と同じこととなりますけれども、そのほか皆さんのほうからも意見をまた改めていただきたいと思っております。そしてまた、きょういただいた意見も十分内容として受けとめて、事務局と私のほうでその点について整理をさせていただいていきたいというように思っておりますので、そういう形で進めさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、マイクのほうをお返ししたいと思います。

○渡邊調整監 高橋会長様、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、先ほどの意見シートでございますけれども、合同会議で申しましたように、2月13日までにお寄せいただければと思います。よろしくお願ひい

たします。

第5章につきましても、先ほどいただきました意見を踏まえまして修正等を行いまして、全体計画ということでパブリックコメントを実施後、また3月の中旬には最終的な計画をお示しさせていただければと思っております。

それでは、以上をもちまして第8回の島根県子ども・子育て支援推進会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。